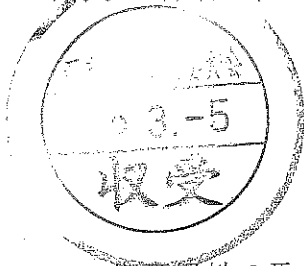




5 西ま都第806号
令和6年3月4日

西東京市農業委員会
会長 保谷 隆司 殿



西東京市長 池 澤 隆 史



生産緑地の取得のあっせんについて（依頼）

令和6年2月2日付けで買取申出のあった下記の生産緑地について、標記のとおり生産緑地法第13条の規定により、農林漁業に従事することを希望する者に取得のあっせんを行うことになっております。つきましては、同法第17条の2の規定に基づき貴委員会においてあっせんをしていただきたくお願い申し上げます。

なお、申出の日から起算して三ヶ月以内に当該生産緑地の所有権移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかったときは、同法第7条から第9条までの規定は適用されないこととなりますので、ご回答は令和6年4月15日までにお願い申し上げます。

記

1 買取申出地

地 番	地目	あっせん面積
██████████※	畑	██████████
██████████※	畑	██████████
██████████	畑	██████
██████████	畑	██████
██████████	畑	██████

※の地番については生産緑地法第11条に基づき、別紙のとおり一部買取希望あり

2 添付図面

案内図 地価公示価格表